

## 漁船特殊規程の一部を改正する省令案について（概要）

### 1. 背景

一般的な船舶の安全については、国際海事機関（IMO）において、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」等の種々の規則が定められているが、漁船は、一般的な船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

漁船の安全について定める国際約束については、IMOにおいて長年にわたり、漁船の長さのみを測定の基礎とすることで、欧州の漁船に比べてやせ形で容積の小さいアジア諸国の漁船に不利な要件を是正するなどの検討が行われ、平成24年10月、ケープタウン（南アフリカ共和国）において、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択された。

昨年6月、第208回国会において、我が国のケープタウン協定への締結について承認されたところ、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令）について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）ケープタウン協定の適用対象船舶について

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶（以下「適用対象船舶」という。）は、国際航海の有無にかかわらず、もっぱら漁ろうに従事する船舶等（※1）であって国際総トン数300トン以上のものとする旨を規定する。

※1：漁業調査船、漁業練習船等は対象外

#### （2）救命設備について

適用対象船舶であって国際総トン数950トン以上のものに備え付ける救命艇及び救命いかだ、救助艇、救命浮環、イマーション・スーツ（※2）、遭難信号、レーダー・トランスポンダー（※3）等に関する要件について規定する。

※2：冷水中において当該スーツの着用者の身体の熱損失を減ずる防護服

※3：自船の位置を付近の船舶・航空機のレーダー画面上に表示させる装置

#### （3）消防設備、防火構造について

適用対象船舶であって国際総トン数950トン以上のものに備え付ける消火ポンプ、消火栓、消化ホース、防火仕切り、可燃性材料の使用制限等に関する要件について規定する。

#### （4）その他の設備について

- ・ 適用対象船舶に備え付ける磁気コンパス等の航海用具、昼間信号灯等に関する要件について規定する。
- ・ 適用対象船舶であって国際総トン数950トン以上のものに備え付ける冷凍設備等に関する要件について規定する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日